

～受領委任払い取扱い事業者の登録について～

介護保険住宅改修費等受領委任払いの開始に伴い、従来からの「償還払い」に加え、「受領委任払い」が選択できるようになります。利用者は初めから自己負担割合に応じた自己負担額のみを支払い、保険給付される残りの分については利用者からの委任に基づき、袋井市から受領委任払い取扱事業者に直接支払います。受領委任払いの利用は、袋井市へ受領委任払い取扱い事業者として登録がある事業者に限られます。

1 受領委任払い取扱事業者の登録

届出書の提出

住宅改修又は福祉用具購入の費用について受領委任払いの登録を受けようとする事業者は、事業所ごとに必要書類を袋井市役所保険課介護保険係へ提出してください。

＜提出書類＞

- 介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録届出書（様式第1号）
 - 介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録に係る確約書（様式第2号）
 - 登録を受けようとする事業所に係る法人所在証明書（ただし、当該証明書の発行を行っていない市町村に当該事業所が存するときは、当該事業所の所在地を証明できる書類。）
- ※県の指定事業所については、法人所在証明書は省略可とします。

事業所の登録

届出書を受理し、審査した後、受領委任払い取扱事業者として登録をします。登録後、事業所へ介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録決定通知書を送付します。

※受領委任払いの登録をされましたら、原則支払いは受領委任払いでお願いします。また、登録後は市ホームページに登録事業者として掲載させていただく旨、ご了承ください。

2 受領委任払い取扱事業者の登録内容に変更が生じた場合

事業者の名称及び所在地その他の登録時における届出事項に変更があったときは、介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者登録事項変更届出書を袋井市役所保険課介護保険係へ提出してください。

3 受領委任払い取扱事業者の登録を辞退したい場合

住宅改修又は福祉用具購入の事業を廃止、休止又は再開するとき、若しくは登録を辞退するときは、介護保険住宅改修費等受領委任払い取扱事業者廃止・休止・再開・辞退届出書を袋井市役所保険課介護保険係へ提出してください。